

第7回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議  
(新型インフルエンザ等対策本部会議)

日 時：令和2年4月22日(水)

13:30～

場 所：南棟2階 第3応接室

次 第

- 1 開 会
- 2 状況報告等
- 3 各部発言
- 4 本部長指示事項
- 5 閉 会

新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部  
(新型インフルエンザ等対策本部)の対応状況

1 開催趣旨

- ・青森県特別保証融資制度の拡充等に係る補正予算の専決処分についての報告
- ・青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議設置についての報告

2 発生状況等

- (1) 県内 (令和2年4月21日現在)  
感染者22名、そのうち11名退院
- (2) 県内の検査の実施状況 (令和2年4月21日現在)  
538件 (陽性22件、陰性516件)
- (3) 国内 (令和2年4月21日現在)  
46都道府県 (岩手県以外)

3 県の対応

(1) 態勢等

令和2年2月17日に青森県危機管理指針を根拠とする「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部」を設置。

令和2年3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法及び青森県新型インフルエンザ等対策本部条例を根拠とする「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部(新型インフルエンザ等対策本部)」に移行。

<本部会議の開催状況>

令和2年2月17日	第1回本部会議
令和2年2月28日	第2回本部会議
令和2年3月11日	第3回本部会議
令和2年3月18日	第4回本部会議
令和2年3月23日	第5回本部会議
令和2年3月25日	第6回本部会議
令和2年3月26日	第7回本部会議
令和2年3月29日	第1回本部会議 (移行後)
令和2年4月2日	第2回本部会議
令和2年4月8日	第3回本部会議
令和2年4月9日	第4回本部会議
令和2年4月14日	第5回本部会議
令和2年4月17日	第6回本部会議

## (2) 対策本部各部の対応

以下の対策等を実施（アンダーライン：前回本部会議から追加、変更）

### 【総務部】

- ・職員等の新型コロナウイルス感染拡大防止について庁内各課に通知
- ・各私立学校に対し、文部科学省からの注意喚起等の通知を周知
- ・各市町村に対し、総務省等からの注意喚起等の通知を周知
- ・国における所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限の延長を踏まえ県税（個人事業税）の申告期限の延長を決定
- ・出勤困難休暇及び時差出勤制度の拡充等について庁内各課に通知
- ・県有施設の使用料に関し、イベント・行事の中止等に伴う、前納された使用料の還付について、条例の規定に基づき適切に対応するよう庁内各部署に通知
- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な方に対する猶予制度についての周知を実施（リーフレット、県ホームページ掲載）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）についての周知を実施（県ホームページに掲載）
- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い使用料及び手数料の支払が困難な方に対する猶予措置について、条例等の規定に基づき適切に対応するよう庁内各部署に通知
- ・在宅勤務の推進（4月22日～5月6日）について各所属へ通知
- ・各市町村に対し、総務省からの「特別定額給付金（仮称）事業」についての実施通知を周知

### 【企画政策部】

- ・青森県庁ホームページのトップページに、大きなバナーを配置し、「緊急事態宣言の対象地域の拡大を踏まえたお願い」及び「県有施設休館のお知らせ」について周知するとともに、新型コロナウイルス感染症の「各種情報へのメニューページ」へのリンクを張った。また、緊急情報欄を設け、新型コロナウイルス感染症に係る情報へのアクセス性を高めるとともに、新着情報は青森県庁 Twitter と連動させ、リンク先をツイート。更に、知事による「県民の皆さまへのお願い」動画及び健康福祉部長による注意喚起動画を青森県庁ホームページ及び青森県庁 Twitter に掲載。このほか、広報広聴課所管の各種媒体で、県民に対する広報を実施
- ・県内在住の Twitter 利用者への Twitter 広告の配信、感染症拡大防止ポスターの作成・配布等の広報を実施（予備費対応）
- ・青い森鉄道(株)において、利用者に直接対応する駅員及び乗務員のマスク着用を義務付けしているほか、啓発ポスターを掲示。また、東北運輸局からの要請に基づき、車内や駅構内の放送等を通じ、テレワークや時差通勤等の呼びかけを実施するとともに、適切な車内換気を実施
- ・JR及び青い森鉄道の主要駅並びに空港ビルに緊急事態宣言発出を踏まえたポスターを掲示するとともに、JR主要駅及び青い森鉄道全駅においてアナウンス放送
- ・三沢航空科学館を臨時休館（4月11日～5月6日）

- ・総務省統計局からの通知に基づき、統計調査員に対し、「新型コロナウイルスQ & A」等を配布し、新型コロナウイルス感染症への対応について依頼
- ・感染症に係る正しい情報や感染防止対策、各種支援制度、各事業者の安全対策などを周知するための総合情報サイトを構築するとともに、引き続き情報発信を行う。(予備費対応)

#### 【環境生活部】

- ・県環境保健センターに整備計画に基づきウイルス検査機器を追加整備
- ・県環境保健センターに予備費でウイルス検査機器を追加整備
- ・県環境保健センターへの兼務発令等による検査対応人員の増
- ・白神山地ビジターセンター等の所管施設での消毒液設置等の感染対策を徹底
- ・白神山地ビジターセンター及び青森県立自然ふれあいセンターを臨時休館（4月18日～5月6日）とし、休館中の主催行事も中止
- ・県消費生活センターにおいて、消費者に対し、デマに惑わされない冷静な購買活動等と呼びかけ
- ・県消費生活センターにおいて、消費者に対し、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に注意するよう呼びかけ
- ・県消費生活センターにおいて、来所での相談を希望する方に対し、事前の電話連絡と呼びかけるとともに、電話でのやり取りの結果、来所が必要となった場合は、マスク着用などの咳エチケット等に協力いただくよう呼びかけ
- ・アピオあおもりにおいて、4月7日から当分の間、貸室の利用人数制限（収容人員の半数以下）、フリースペースの利用休止及び情報ライブラリーの一部休止（図書の貸出と返却のみ利用可）

#### 【健康福祉部】

- ・医療機関及び社会福祉施設等に対し、新型コロナウイルス感染症に関連する情報提供、院内及び施設内感染対策の徹底を依頼
- ・保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置
- ・二次医療圏ごとに「帰国者・接触者外来」を設置
- ・青森県環境保健センターに検査体制整備の依頼
- ・感染症指定医療機関に対して、感染症病床以外の入院病床の確保及び新型コロナウイルス感染症患者以外の入院制限を依頼
- ・「帰国者・接触者外来」設置医療機関及び新型インフルエンザ患者入院医療機関に対して、入院病床の確保を依頼
- ・医療施設等における感染拡大防止のための留意点について、県医師会、県歯科医師会、県看護協会、各病院、各保健所に対して通知
- ・県民に対する感染予防対策の徹底等と呼びかけ（ラジオ、テレビ）
- ・ウイルス検査に必要となる検査機器の整備
- ・新型コロナウイルス感染症医療対策会議（2月28日）による医療提供体制の検討
- ・「新型コロナウイルス感染症コールセンター」開始（3月10日～）
- ・「新型コロナウイルス感染症医療対策会議」によるPCR保険適用及び医療提供体制等の協議・検討（3月13日）

- ・肝炎治療特別促進事業及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る公費負担医療について、緊急時は指定医療機関以外の医療機関でも受診できることを市町村、保健所、群市医師会、指定医療機関に対して通知
- ・特別支援学校等の一斉臨時休業による放課後等デイサービスの利用増により増加が見込まれる障害児通所支援に係る報酬に対し、県・市町村負担及び利用者負担分を国庫補助事業により補助
- ・児童福祉施設（児童養護施設や認可外保育施設等）における感染防止等のための備品等（子ども用マスクや消毒用エタノール、体温計、空気洗浄機など）の購入費について国庫補助事業により補助
- ・各関係機関、各病院に対して、新規採用職員等の海外渡航歴の確認及び自宅待機等の対応を依頼
- ・以下について、令和2年度予備費対応
  - 各保健所における体制強化の一環として、防護服等の追加購入
  - 各保健所における相談等体制の強化（相談人員の継続配置）
  - 医学的・疫学的観点から感染拡大のリスクを評価し、各種イベント等の実施の可否や規模、内容等について助言を行う「青森県新型コロナウイルス感染症アドバイザー」の設置
- ・各郡市医師会等に対して、新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の報告等を依頼
- ・県民福祉プラザにおいて、4月1日から貸室の新規受付停止、感染の恐れの高い催し物の主催者への自粛要請及びフリースペース利用休止
- ・社会福祉法人青森県共同募金会において、困りごとを抱える家庭等に対する緊急支援活動に対する緊急助成を実施

#### 【商工労働部】

- ・中小企業者に対する支援策（相談窓口、融資制度等）について周知
- ・地域金融推進協議会（R2.2.17）において、金融機関及び商工団体に対し、影響を受けた企業からの金融及び経営相談に適切に対応するよう要請
- ・県内中小企業者への影響について、第3回目の調査を実施（4/6～4/15）
- ・新型コロナウイルス関連で売上減少等の影響を受けている県内中小企業者について、県特別保証融資制度経営安定化サポート資金「災害枠」を3/11付けで適用したほか、補正予算で措置した融資枠の拡充（計200億円）及び信用保証料の補助（30%）について3/25から実施
- ・青森県よろず支援拠点（21あおもり産業総合支援センター内）の特別相談窓口において、3/14から土日・祝日の電話相談対応を開始
- ・21あおもり産業総合支援センターにおいて、ビジネスサポート販路開拓補助金に「新型コロナウイルス感染症対策特別枠」を追加（4/1から募集開始）
- ・3/25に経済金融緊急連絡会議を開催し、国、県等の支援策について情報共有したほか、金融機関及び商工団体に対し、改めて支援策の活用及び金融の円滑化について特段の配慮を要請
- ・商工団体等を通じて、県内企業に対し、発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の推奨、テレワークや時差出勤の推進等について依頼

- ・県立職業能力開発校における対策等  
施設内感染対策（消毒液設置、咳エチケット対策等）を徹底  
また、修了式及び入校式については、手指消毒の徹底等を周知するとともに、来賓出席者等の絞り込みや校歌等の斉唱をCDで代用するなど、内容・規模を見直して実施  
臨時休業（4/20 午後～5/6）
- ・商工団体及び職業訓練施設等の関係機関に対し、海外への渡航歴がある者の対応について注意喚起の文書を発出
- ・21 あおもり産業総合支援センター（4/7 付け）及び青森県知的財産支援センター（4/17 付け）においては、原則対面による面談から電話・メール等での相談対応に切替。

### 【農林水産部】

- ・県内グリーンツーリズム受入団体に対し、多言語コールセンターの利用等を周知
- ・消費者庁、農林水産省及び厚生労働省からの通知を受け、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた「食品表示基準及び米トレーサビリティ法の弾力的運用」について、県ホームページにその概要等を掲載
- ・農林水産省、林野庁、水産庁からの通知を受け、各地域農林水産部において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長について受注者の意向確認を実施
- ・当農大学校に対し、学生等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について周知
- ・当農大学校卒業式について、学生や保護者等に対し、発熱や風邪の症状がある場合の出席の見合わせや手指消毒の徹底等を周知するほか、来賓出席者の絞り込みや校歌等の斉唱をCDで代用するなど、内容・規模を見直して実施
- ・当農大学校を3月9日(月)から3月19日(木)まで臨時休業とし、これに併せて学生寮も閉鎖（引き続き3月20日(金)から4月5日(日)まで春季休業）  
また、令和2年3月12日(木)に開催予定の令和2年度の入校説明会を中止し、文書通知に変更
- ・当農大学校入校式について、会場の消毒、換気、マスク着用の徹底のほか、在校生や来賓出席者の絞り込み、校歌等の斉唱をCDで代用するなど、内容・規模を縮小して実施
- ・当農大学校を4月21日(火)から5月6日(水)まで臨時休業(休日等含む)とし、これに併せて学生寮も閉鎖
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う農林水産分野への影響を把握するため、農林漁家民泊の利用状況、牛乳の流通状況及び農畜水産物の流通状況等に関する調査を開始。今後、定期的に調査を実施しながら、必要に応じて国による対策の活用等を検討していく。  
また、ホームページ等により、農林水産分野に関する県や国の対策等について情報発信していく。
- ・中国からの渡航者に対する入国制限措置に伴う農業分野の労働力不足の拡大及

び企業の営業自粛等により自宅待機や休職となる労働者の増加が懸念されている状況を踏まえ、企業や労働者がワンストップで相談できる「農業労働力ワンストップ相談窓口」をあおもり農林業支援センターに設置し、労働力を求める農業法人等とのマッチングを推進（緊急対応策・第2弾を踏まえた補正予算措置）

- ・農林水産部関係団体・法人等に対し、職員の直近の渡航歴を把握の上、帰国後2週間を経過していない者に自宅待機等を要請することや、症状が出た場合は医療機関受診前に「帰国者・接触者相談センター」に連絡すること等の呼びかけを依頼
- ・県産農林水産物やその加工品等の県内での消費拡大を促すため、県内量販店、道の駅、産地直売施設などで県産品を購入して応募すると景品が当たる「県産品を買って元気あおもりキャンペーン」を5～7月に実施（令和2年度予備費対応）

### 【県土整備部】

- ・各フェリー会社に窓口が多言語コールセンターに関する情報の掲示の協力を依頼
- ・青森空港内において、ポスター掲示及び多言語コールセンターに関する情報等を掲示するとともに、県HPへも多言語対応コールセンターや注意喚起について3カ国語（英・中・韓）で掲載
- ・青森空港内のドアノブ・手すりや手荷物カートハンドルの消毒といった清掃強化
- ・空港利用者に対しホームページで注意喚起を実施
- ・道の駅等、不特定多数の人が集まる場所への消毒液設置などの感染予防策を依頼
- ・県営駐車場、県営柳町駐車場、岩木川浄化センター及び馬淵川浄化センターに消毒液を設置
- ・岩木川浄化センター、馬淵川浄化センター及び青い森公園内公衆トイレに感染症対策のポスターやリーフレットを掲示
- ・県道路公社が管理する有料道路の料金所・事務所において、徴収員のマスク着用などの感染予防対策を徹底
- ・高速道路及び有料道路のサービスエリア・パーキングエリア・料金所、道の駅、ゆとりの駐車帯に、感染症対策周知のためのポスター掲示及びチラシを設置
- ・国土交通省からの通知を受けて、「都道府県をまたいでの不要不急の移動を控えるとともに、特に大型連休期間においては、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛すること」について、道路情報板やウェブサイト「青森みち情報」、県土整備部 Facebook で呼びかけを実施
- ・工事等について、受注者から一時中止や工期延長等の申し出がある場合には、一時中止や設計図書等の変更（現時点で業務2件について一時中止を実施）
- ・国土交通省からの通知を受けて、建築工事において設備等の納品の遅れが生じた場合の完了検査の円滑な実施について、各特定行政庁、各地域県民局長及び各指定検査機関の長に周知

- ・国土交通省からの通知を受けて、特定建築物、防火設備、建築設備、昇降機等の定期調査・検査の報告期限の猶予等について、各特定行政庁及び各地域県民局長に周知
- ・国土交通省からの通知を受けて、二級・木造建築士試験については郵送による受付及び受付期間の延長、宅地建物取引士に対する法定講習については自宅学習の実施等の簡略化
- ・国土交通省から公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用並びに手続の簡素化・迅速化の促進について通知があり、各部局長及び部内各所属長等に対して周知
- ・国土交通省から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について通知があり、各部局長及び部内各所属長等に対して周知

#### 【観光国際戦略部】

- ・県ホームページに注意喚起及び外国人旅行者向けコールセンター（JNTO）の連絡先を掲載
- ・在留外国人向けに「やさしい日本語」で注意喚起を表現し、ホームページに掲載
- ・外国人旅行者及び在住外国人に対して緊急時の連絡先の周知や感染予防を目的としたリーフレットやチラシ等を作成し配布
- ・観光事業者等への影響について継続して情報収集
- ・県立美術館、浅虫水族館、アスパムにおいてマスク着用などの感染予防対策を徹底
- ・浅虫水族館のイルカショーを2月29日から中止
- ・観光事業者等に対する衛生対策等の説明会開催（3月16～17日、県内4か所、約180事業者）（健康福祉部及び商工労働部と合同で実施）
- ・青森県月例観光統計の調査対象となっている宿泊施設に対し、延べ宿泊者数の実績及び予約状況（1月～3月）について調査を実施
- ・本県観光客の動態調査や観光コンテンツの造成促進を実施する経費及び本県国立公園内の公衆トイレを洋式タイプに改修する経費を補正予算にて計上
- ・県内の一部観光事業者における臨時休業
- ・市町村観光担当課等との情報共有・連携の強化
- ・青森県立美術館、青森県営浅虫水族館を臨時休館（4月11日～5月6日）
- ・中国大連市から寄贈の申し出があったマスクについて、4月末に本県到着予定

#### 【エネルギー総合対策部】

- ・量子科学センターにおいて手指消毒液の設置など感染予防対策を実施
- ・量子科学センターにおいて、新規利用申込みの調整及び利用日程の延期要請等を行い、利用の際は感染防止対策の徹底の要請を実施
- ・BA活動における国際学級について、感染症対策徹底の要請を改めて実施

#### 【教育部】

- ・新型コロナウイルス感染症に関連した感染症対策等の情報について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ周知するとともに、参考として私立学校等へ



## 情報提供

- ・文部科学省の通知を受けて、県立学校における卒業式（感染防止対策を講じ実施）  
臨時休業（3月3日（火）から学年末休業日まで）  
入学者選抜（感染防止対策を講じ実施）の対応について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・文部科学省の通知を受けて、子どもの居場所の確保について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・文部科学省の通知を受けて、不特定多数が集まるイベント等を中止
- ・文部科学省から依頼を受けて、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業実施状況（子どもの居場所の確保等）アンケート調査を実施中
- ・県立高等学校における生徒の指導が適切に行われるよう、一斉臨時休業期間中の分散登校の実施
- ・令和2年3月24日付け文部科学省の通知を受けて、県立学校における教育活動の再開について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・県立学校再開に向けた児童生徒・保護者への教育長メッセージをホームページへ掲載
- ・青森県立郷土館、三内丸山遺跡センターを臨時休館（4月11日～5月6日）
- ・児童生徒への学習支援等の必要な対策を講じた上で、県立学校を一斉臨時休業（4月20日～5月6日）
- ・青森県武道館を臨時休館（4月20日～5月6日）
- ・青森県近代文学館を臨時休館（4月24日～5月6日）
- ・青森県営スケート場の切替作業による4月24日までの休場を、新型コロナウイルス感染拡大防止のため5月6日まで延期

## 【警察部】

- ・新型コロナウイルス感染症に関連する悪徳商法等の取り締まりの強化
- ・災害対策用に備蓄しているサージカルマスクを、県警本部内関係課及び18警察署に配分し予防対策を徹底
- ・空港、港湾、医療機関等におけるトラブル防止のための警戒警備、各種犯罪抑止及び取締りの徹底、有事における迅速的確な対処を各警察署に指示
- ・感染者認知前・後などの段階ごとにおける各所属での対応についての情報共有を指示
- ・警察職員に対する諸対策継続の徹底、県の対策への支援、職員感染時における業務継続計画の策定
- ・県内感染者の発生を受け、警察本部長を長とする青森県警察新型コロナウイルス感染症対策本部を設置するとともに、全警察署が警察署新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
- ・運転免許証の有効期間の3か月延長措置（有効期間が本年7月31日までの者が対象）
- ・運転免許更新業務等の休止（4月22日～5月6日）

#### **【県庁舎・各合同庁舎】**

- ・来庁者の手が触れやすい箇所の拭き取り清掃の強化及び手洗方法などの啓発ポスター掲示

#### **4 今後の対応**

##### **(1) 感染拡大の防止**

感染者に対する医療措置や濃厚接触者の健康観察を適切に実施し、感染拡大の防止に向け、迅速かつ全力で対応する。

##### **(2) 適時適切に必要な対策を実施**

県内の状況等をしっかり把握し、県としてとるべき対応を検討の上、適時適切に必要な対策を実行に移し、今後の県内での健康被害、社会・経済への影響を最小限に抑える。

##### **(3) 緊急事態措置実施期間における適切な措置の実施**

期間中に実施する感染拡大防止のための取組は、政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となっていくものであることを踏まえ、本県の実情を踏まえつつ、迅速かつ適切に感染拡大防止のための措置を講じる。

## 新型コロナウイルス感染症について

### ○ 県内の状況

#### 1 感染者の状況

令和2年4月21日現在で感染者は22名であり、そのうち12名の退院を確認した。

- ・ 3月23日判明分（1、2例目）
- ・ 3月25日判明分（3～6例目）
- ・ 3月28日判明分（7例目）
- ・ 3月30日判明分（8例目）
- ・ 4月 2日判明分（9例目）
- ・ 4月 3日判明分（10、11例目）
- ・ 4月 7日判明分（12例目）
- ・ 4月 9日判明分（13、14例目）
- ・ 4月10日判明分（15～17例目）
- ・ 4月11日判明分（18～22例目）

#### 【22例の所管保健所別内訳】

東地方 保健所	弘前 保健所	三戸地方 保健所	五所川原 保健所	上十三 保健所	むつ 保健所	青森市 保健所	八戸市 保健所	計
0	0	0	1	9	0	3	9	22

#### 2 検査の状況

令和2年4月21日現在 538件（陽性22件、陰性516件）

（うち1例目発生（3/23）後の検査 444件）

#### 3 相談センターの相談件数

別紙のとおり

これまで保健所に寄せられた相談件数

令和2年4月20日 現在

別紙

保健所	東地方	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	青森市	八戸市	総計
相談件数	108	1754	831	1046	1258	600	2244	3737	11,578
帰国者・接触者相談センター関係件数	45	158	410	527	752	406	1352	1319	4,969

\* 相談件数に帰国者・接触者相談センターの件数も含む。

\*\* 相談件数は1月下旬からの集計

\*\*\* 帰国者・接触者相談センターは2月6日からの集計

一週間の日ごとの相談件数(一般相談及び帰国者・接触者相談センター総計)

	東地方	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	青森市	八戸市	総計
4月14日	4	44	24	31	50	19	81	107	360
4月15日	3	50	23	39	41	23	67	101	347
4月16日	5	51	24	47	29	22	60	94	332
4月17日	5	54	18	30	31	20	58	78	294
4月18日	0	3	7	12	1	6	22	31	82
4月19日	0	3	9	5	0	3	16	15	51
4月20日	1	61	35	46	42	25	65	98	373
計	18	266	140	210	194	118	369	524	1839

検査実施件数 令和2年4月21日 現在

検体数	538
陽性数	22
陰性数	516

新型コロナウイルス感染症コールセンター相談件数 令和2年4月20日 現在

相談対応件数	2084 件
--------	--------

\*3月10日設置

## 青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議設置要綱

### (設置)

第1 新型コロナウイルス感染症対策に係る県の施策の立案及び決定に関し、医学的な見地から助言等を行うため、青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2 専門家会議は、新型コロナウイルス感染症対策に係る県の施策の立案及び決定に関し、医学的な見地からの助言等を行う。

### (組織)

第3 専門家会議は、学識経験を有する者等のうちから知事が委嘱する9名の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4 専門家会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員の中から副会長を指名する。
- 4 会長は、専門家会議を掌理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

### (会議)

第5 専門家会議の会議は、知事が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。

### (専門家会議の庶務)

第6 専門家会議の庶務は、健康福祉部保健衛生課において処理する。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月14日から施行する。

# 令和2年度一般会計補正予算（専決第1号）について

（令和2年4月22日専決処分）

## 一 補正予算の概要

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者に対する金融の円滑化を図るため、青森県特別保証融資制度を拡充実施するとともに、当該融資に係る一定期間の無利子化と信用保証料の免除を行うのに要する経費及び学校休業時等において県立学校の児童生徒が学び続けられる環境を確保するため、ICTを活用した各家庭における学習を支援するのに要する経費について、所要の予算措置を講ずることとした。

## 二 一般会計予算の規模

(1) 令和2年度現計予算額	690,389,230 千円
(2) 今回の補正予算額（専決第1号）	27,908,975 千円
(3) 令和2年度予算累計額	718,298,205 千円
(4) 令和元年度同期予算額	665,000,000 千円
(5) 対前年度同期比 $\frac{(3)}{(4)} \times 100$	108.0 %

## 三 一般会計補正予算の歳入

今回の補正予算の財源としては、歳出との関連において、国庫支出金6億3,112万5千円及び諸収入268億3,105万3千円を計上したほか、財政調整基金からの繰入金4億4,679万7千円を計上した。

## 四 一般会計補正予算の歳出

今回の補正予算に計上した歳出の内容は、次のとおりである。

(単位：千円)

部 局 名	事 業 名	事 業 費	説 明
商工労働部	青森県特別保証融資制度 実施費	27,823,736 〔債務負担 行為設定 額 2,295,000〕	(現計39,860,714 → 補正後67,684,450)
	(1) 青森県特別保証 融資制度貸付金 (拡充)	26,830,000	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者に対する金融の円滑化を図るため、青森県特別保証融資制度（経営安定化サポート資金「災害枠」）を拡充実施するのに要する経費 融 資 枠 190億円→860億円 貸 付 期 間 10年以内（うち据置2年以内→セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証のいずれかの保証制度を適用した中小企業者は据置5年以内)
	(2) 新型コロナウイルス感染症中小企業経営再建特別対策事業費補助 (新規)	701,250 〔債務負担 行為設定 額 2,295,000〕	上記融資に係る貸付金利を一定期間無利子化するのに要する経費に対する補助 補助金交付先 県内金融機関 利子補給率 当初3年間0.9%（国10/10又は県10/10） 対象事業者 セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証のいずれかの保証制度を適用した中小企業者
	(3) 新型コロナウイルス感染症金融対策事業費補助 (拡充)	292,486	上記融資に係る信用保証料を免除するのに要する経費に対する補助 補助金交付先 県信用保証協会 補 助 率 保証料相当額の3/10→10/10(県10/10) 対象事業者 セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証のいずれかの保証制度を適用した中小企業者
教育委員会	I C Tを活用した家庭学習支援緊急対策事業費 (新規)	85,239	学校休業時等において県立学校の児童生徒が学び続けられる環境を確保するため、I C Tを活用した各家庭における学習を支援するのに要する経費

# ＜新型コロナウイルス感染症に関する中小企業の資金繰り支援策＞

予算額：27,823,736千円

債務負担行為設定額：2,295,000千円

(令和3年度～5年度)

県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動に支障を生じている中小企業の資金繰りを支援するため、令和2年3月11日付けで県特別保証融資制度経営安定化サポート資金「災害枠」に「令和2年新型コロナウイルス感染症」を指定し、融資枠を確保するとともに信用保証料の一部を補助し、金融円滑化を図っている。しかし、依然として感染拡大に歯止めがかからない状況下において、地域経済や県民生活への影響が多方面にわたり生じていることから、国の緊急経済対策を活用しながら、「災害枠」を拡充するとともに、信用保証料の更なる軽減及び利子補給を実施し、中小企業の資金繰りを強力に支援する。

## 経営安定化サポート資金「災害枠」の融資枠の拡充 【貸付金：26,830,000千円】

新型コロナウイルス感染症への対策として、670億円の融資枠を新たに追加し、これに係る貸付金予算を追加計上。①～③合計で**860億円**を確保

	①【既存分】県指定災害枠	②【新設】新型コロナウイルス感染症中小企業経営再建枠(国による補助対象)	③【新設】新型コロナウイルス感染症中小企業経営安定枠(県による補助対象)
融資対象	同感染症により影響を受ける売上高▲5%未満の個人事業主、小・中規模事業者	同感染症により影響を受ける売上高▲5%以上の個人事業主(小規模)、▲5%～▲15%未満の小・中規模事業者、▲15%以上の小・中規模事業者	同感染症により影響を受ける売上高▲5%～▲15%未満の小・中規模事業者
融資限度額	3,000万円(①～③合計)		
融資利率	年0.9%		
融資期間	10年以内(据置期間2年以内)	10年以内(据置5年以内)	

## 中小企業の負担軽減策

新型コロナウイルス感染症は、世界的規模での問題であり、自然災害とは異なり、他に類がないほど幅広い地域・業種に影響が及んでいる事態であることから、県として一刻も早い中小企業の経営安定化を図るため、国庫補助制度を活用しながら、信用保証料及び利子の軽減について最大限の支援を行うものである。(東日本大震災時は保証料補助・利子補給ともに県8：市町村2の負担割合)

### 信用保証料の更なる軽減措置【補助金：292,486千円】※県予算分

- ◆国による保証料補助(上記②)
  - ・補助対象：「新型コロナウイルス感染症中小企業経営再建枠」を利用した融資
  - ・国補助率：**信用保証料の100%**  
(売上高▲5%以上の個人事業主(小規模)、▲15%以上の小・中規模事業者)
  - 信用保証料の50%**  
(売上高▲5%～▲15%未満の小・中規模事業者)
- ◆県による保証料補助(上記①及び③)
  - (上記③：292,486千円(その他上記①分として現計300,672千円))
  - ・補助対象：「新型コロナウイルス感染症中小企業経営安定枠」を利用した融資を追加
  - ・県補助率：**信用保証料の100%**(現行30%)  
(売上高▲5%～▲15%未満の小・中規模事業者)

### 利子補給制度の創設【補助金：701,250千円(うち県負担分70,125千円)】 ※債務負担行為設定額：2,295,000千円(令和3年度～令和5年度)

- ◆国による利子補給(上記②：631,125千円)
  - ・補給対象：「新型コロナウイルス感染症中小企業経営再建枠」を利用した融資
  - ・国補給率：**借入後3年間の利子の100%**  
(売上高▲5%以上の個人事業主(小規模)、売上高▲15%以上の小・中規模事業者)
- ◆県による利子補給(上記③：70,125千円)
  - ・補給対象：「新型コロナウイルス感染症中小企業経営安定枠」を利用した融資
  - ・県補給率：**借入後3年間の利子の100%**  
(売上高▲5%～▲15%未満の小・中規模事業者)



新型コロナウイルス感染症にかかる中小企業の負担軽減支援策の比較

要件別		融資利率	売上高▲5%未満 個人事業主(小規模)、 小・中規模事業者		売上高▲5%～▲15%未満				売上高▲15%以上 個人事業主(小規模)、 小・中規模事業者		借換適用
			個人事業主(小規模)	小・中規模事業者	個人事業主(小規模)	小・中規模事業者	個人事業主(小規模)	小・中規模事業者			
経営安定化サポート資金			融資対象	保証料・利子 補助対象	融資対象	保証料・利子 補助対象	融資対象	保証料・利子 補助対象	融資対象	保証料・利子 補助対象	
災害 枠	①【既存分】 県指定災害枠	年0.9%	○	保証料× 利子×	/	/	/	/	/	/	×
	②【新設】 新型コロナウイルス感 染症中小企業経営再 建枠(国補助対象)		/	/	○	保証料100% 利子 100%	○	保証料50% 利子 ×	○	保証料100% 利子 100%	○
	③【新設】 新型コロナウイルス感 染症中小企業経営安 定枠(県補助対象)		/	/	/	/	○	保証料100% 利子 100%	/	/	○

↑ 県単独補助対象

# ICTを活用した家庭学習支援緊急対策事業

(事業費：85,239千円)

## 現状と課題

### 現状

- 国において、新型コロナウイルス緊急事態宣言の区域を全都道府県に拡大。
- 県立学校について、広域の移動が多い特性に鑑み、児童生徒、保護者及び地域住民の不安の解消を図るため、学校保健安全法第20条に基づく一斉臨時休業を実施。

### 課題

- 3月の一斉臨時休業を踏まえ、学習状況の把握、個別の学習支援、日々の健康観察等の対応が求められている。
- これまでの休業等による未指導内容を補いながら、児童生徒の学びを保障することが必要。
- 発熱や咳など新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある児童生徒や、基礎疾患があるなどの理由により登校できない児童生徒については、出席停止の措置がとられており、これら児童生徒への学びの保障が必要。

## 事業内容

### 目的

休業に際して、子どもたちの学びを保障できるよう、学校における分散登校等の対面での指導と合わせて、ICTを活用し家庭等でも学び続けられる環境を整える。

### 事業概要

#### 【取組1】学習支援サービスの導入 (49,176千円)

- ・教員の授業動画や民間事業者が提供する学習教材(映像コンテンツや課題等)により、家庭での学びを続けられるよう、全県立学校において、民間事業者が提供する学習支援サービスを導入する。

#### アプリケーションの機能例

- ・教員が保存した動画を生徒が視聴する。(教員側で生徒の視聴状況も確認する)
- ・教員が保存した教材のファイルを、生徒が受け取る。
- ・アンケート機能を活用して、生徒の状況(体温等)を確認する。
- ・業者が配信している学習動画を生徒が視聴する。
- ・業者作成のドリルや模擬試験問題等に生徒が取り組む。

#### 【取組2】家庭学習のためのLTE通信環境の確保

(36,063千円)

- ・通信環境が整っていない家庭の県立学校児童生徒が、学校休業時においても学びを続けられるよう、家庭で使用できる端末を貸与する。

## 事業成果

全ての生徒が、休業期間中も含めて学校とのつながりを感じながら、安心して学びを続けられる環境を確保できる。

#### ＜学校からの学習支援＞

教員が作成した授業動画、課題、教材により家庭学習に取り組むことができる。

#### ＜個別の学習支援＞

分からないことやより深めたい学習内容について、学習動画コンテンツやWebテストを活用することで個々の能力や理解度に即して進められる。

#### ＜学習状況の把握＞

学習動画や課題の進捗の把握、各クラスごとの学習課題の配付・回収・集計を適時確認し、必要な指導や支援ができる。

#### ＜教育相談や健康観察＞

アンケート機能を活用することで、保護者からの相談対応、健康観察等の家庭支援ができる。

